

電気料金の経過措置の撤廃を想定した 検討課題について

2018年5月18日
資源エネルギー庁

経過措置料金について

背景・問題意識

- 2016年4月の小売全面自由化に際しては、「規制なき独占」に陥ることを防ぐため、低圧需要家向けの小売規制料金について経過措置を講じ、2020年3月末までは、全国すべての地域において、従来と同様の規制料金（経過措置料金）が存続することとなっている。
- 2017年3月現在、経過措置料金の契約口数は合計約7,000万件であり、そのうち、家庭向けの料金メニュー（従量電灯）が約5,200万件と大多数を占めている。
- 家庭向けの料金メニューには、社会政策的な観点等から、使用量が多いほど料金単価が高くなる三段階料金が組み込まれており、経過措置の撤廃を想定した検討課題の1つとして、その意義と必要性を検討しておく必要がある。
- また、経過措置の撤廃後は、供給者を選択できない場合のラストリゾートとしての機能を担うこととなる最終保障供給の在り方について、あらかじめ検討しておく必要がある。
- このため、本日は、電気料金の経過措置の撤廃を想定した検討課題として、主に三段階料金及び最終保障供給について御議論いただく。

(参考) 経過措置料金撤廃を想定した 検討スケジュール (イメージ)

2017

2018

2019

2020

資源エネルギー庁

電力・ガス取引監視等委員会

10/24

電力・ガス基本政策小委員会

- ・関連制度 (燃調、三段階料金等) の在り方

意見聴取

10/17

競争的な電力・ガス市場に関する研究会

- ・競争評価の基本的枠組み

制度設計専門会合等

- ・競争評価 (基準を含む)

※電力・ガス取引監視等委員会において、別途、競争レビューを実施。

第3弾法施行前の
検証

規制料金
存続地域の判断

4月

経過措置料金の撤廃

1. 経過措置料金メニューの現状

経過措置料金メニュー一覧

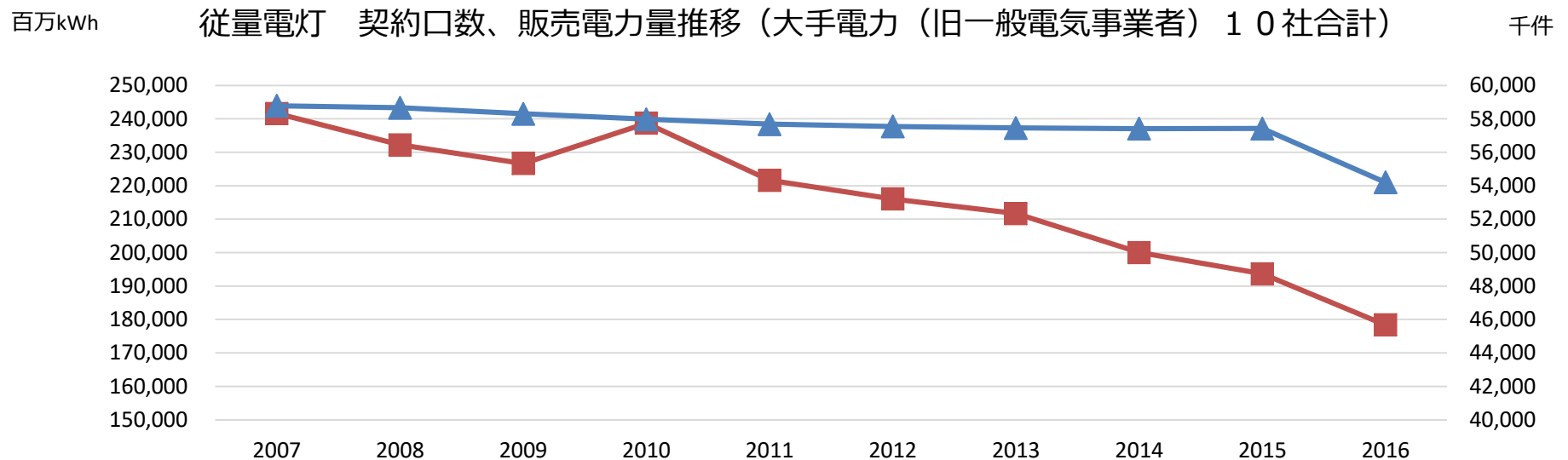
第8回電力・ガス基本政策分科会
(2018.3) 資料7 抜粋

区分	料金メニュー名称	概要	契約口数 (件)	使用電力量 (千kWh)
			(2017年3月末時点)	(2016年度)
電灯	従量電灯	特徴：一般の需要向け（電灯需要の大半を占める） 主な利用目的：一般家庭、商店、事務所の消費電力等	51,947,403	177,536,424
	公衆街路灯	特徴：公衆街路灯用に用途を限定したメニュー 主な利用目的：一般道路、橋、公園の照明等	11,958,062	5,840,403
	定額電灯	特徴：電灯需要のうち小容量向け 主な利用目的：アパートやマンションの照明等	1,517,416	914,282
	臨時電灯	特徴：1年未満の電灯需要向け 主な利用目的：土木工事における照明等	188,379	517,038
	農事用電灯 (誘が灯、電照栽培)	特徴：農事用に用途を限定したメニュー 主な利用目的：誘が、電照栽培	595	1,374
電力	低圧電力	特徴：低圧で動力を使用する工場等向け 主な利用目的：製品製造や加工のための動力等	4,698,522	25,358,459
	農事用電力 (かんがい排水用、脱穀調整用、育苗・栽培用)	特徴：農事用に用途を限定したメニュー 主な利用目的：かんがい排水、脱穀調整、育苗・栽培	71,024	796,517
	臨時電力	特徴：1年未満の電力需要向け 主な利用目的：土木工事における動力等	11,070	126,099

※大手電力（旧一般電気事業者）により経過措置メニューの構成は異なる

従量電灯向け料金

- 従量電灯は、電灯需要の中心をなす契約種別であり、家庭用電灯や小型機器等に電気を使用する需要で、契約容量が50 kVA未満であるものに適用される。
- 従量電灯Aは、最低料金制のメニューであり、主に照明や小型機器等の需要に適用される。また、従量電灯Bは、経過措置料金メニューの中で最も契約口数が多い。
- 契約口数及び販売電力量はいずれも減少傾向にあり、特に、小売全面自由化後は、新電力へのスイッチング及び大手電力（旧一般電気事業者）の自社内切替により大幅に減少しており、2016年の契約口数は全国合計で約5,500万件、販売電力量は約1,800億kWhとなっている。



※離島供給、最終保障供給分を除く

※従量電灯Aのうち、関西、中国、四国電力については従量電灯Bに相当する

※大手電力（旧一般電気事業者）提供データを基に事務局作成

■販売電力量 ▲契約口数

(参考) 従量電灯メニュー概要

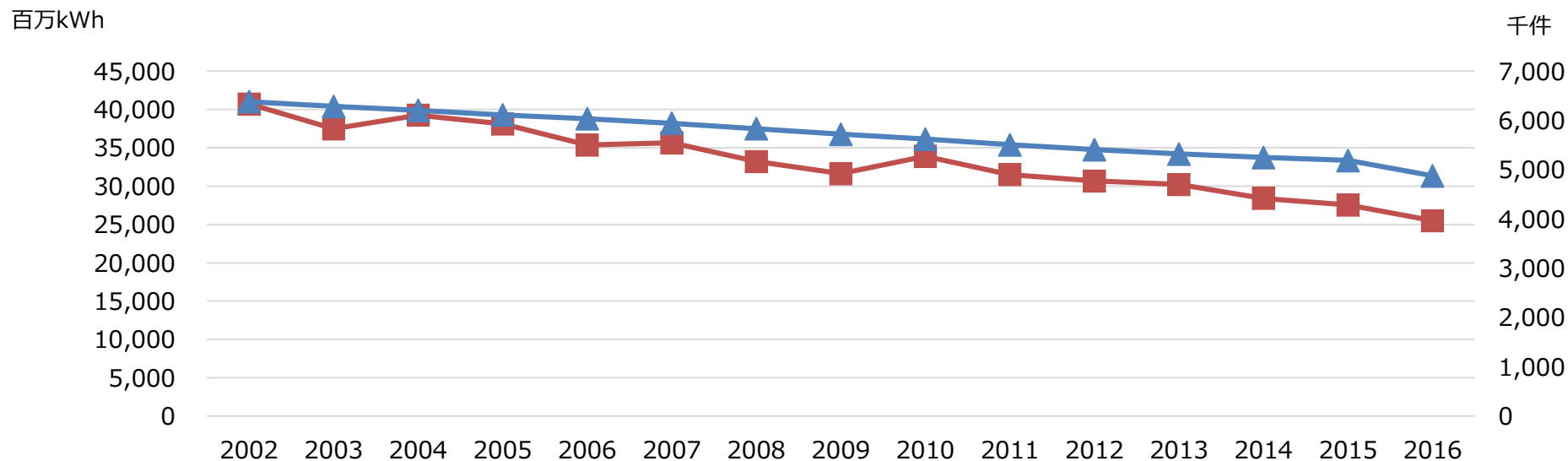
料金メニュー		従量電灯		
適用範囲	用途	電灯または機器を使用する需要		
	契約容量他	従量電灯A：5A 従量電灯B：10～60A 従量電灯C：6kVA～50kVA		
料金制		従量電灯A：最低料金制 従量電灯B・C：2部料金制		
主な需要		照明、一般家庭、業務用機器等		
料金単価（1月あたり）	従量電灯A	最低料金（8kWh）	231.55円	
		電力量料金	19.52円	
	従量電灯B	基本料金	10A	280.80円
			15A	421.20円
			20A	561.60円
			30A	842.40円
			40A	1,123.20円
			50A	1,404.00円
			60A	1,684.80円
	従量電灯B	電力量料金	1段階（120kWhまで）	19.52円
			2段階（121～300kWhまで）	26.00円
			3段階（301kWh以上）	30.02円
	最低月額料金		231.55円	
	従量電灯C	基本料金（1kVA当り）		280.80円
電力量料金		1段階（120kWhまで）	19.52円	
		2段階（121～300kWhまで）	26.00円	
		3段階（301kWh以上）	30.02円	

※料金単価は東京電力エナジーパートナーの経過措置メニューから引用

低圧電力向け料金

- 低圧電力は、低圧で電気の供給を受けて動力を使用する需要で、契約電力が50kW未満のものに適用される。
- かつては主として家内工業的な町工場等における動力として用いられたが、都市化の進展に伴い、商店、小規模事務所等の冷暖房、アパート・マンションの揚排水等、幅広く使用されるようになってきている。
- 近年、低圧電力向けの契約口数及び販売電力量は、いずれも減少傾向にあり、2016年の契約口数は全国合計で約500万件、販売電力量は約250億kWhとなっている。

低圧電力 契約口数、販売電力量推移（大手電力（旧一般電気事業者）10社合計）



※離島供給、最終保障供給分を除く

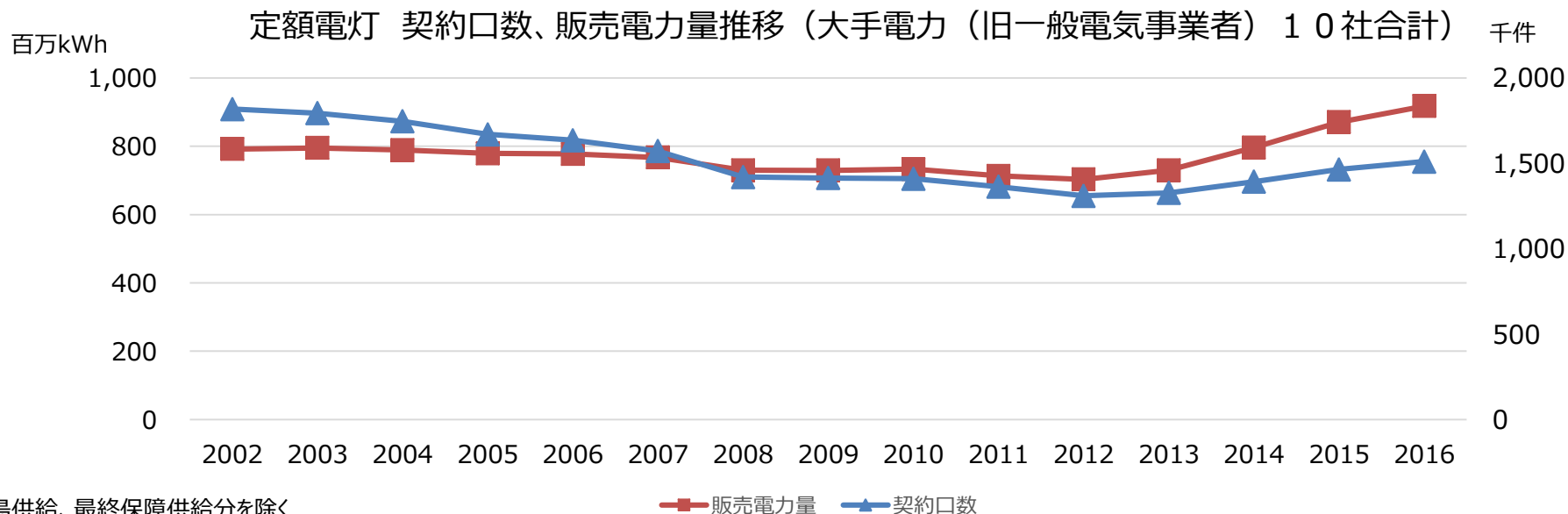
※大手電力（旧一般電気事業者）提供データを基に事務局作成

■ 販売電力量

▲ 契約口数

定額電灯向け料金

- 定額電灯は、電灯需要のうち最も小容量のものに適用される契約種別であり、月額料金が一定の定額料金制をとっている。
- 元来、一般家庭の電灯や街路灯などが中心だったが、戦後、家庭の電力使用量が大幅に増加したことから、ほとんどの一般家庭は従量電灯へ移行。また、定額電灯の主流を占めていた街路灯も、1973年以降は公衆街路灯として独立の契約種別となり、現在は主に集団住宅の共同灯や宣伝・広告用の電灯等に適用されている。
- 他方、近年は、太陽光発電に用いるパワーコンディショナーの待機電力需要が増加しており、この結果、定額電灯の契約口数は緩やかに増加。2016年の契約口数は150万件超となっている。



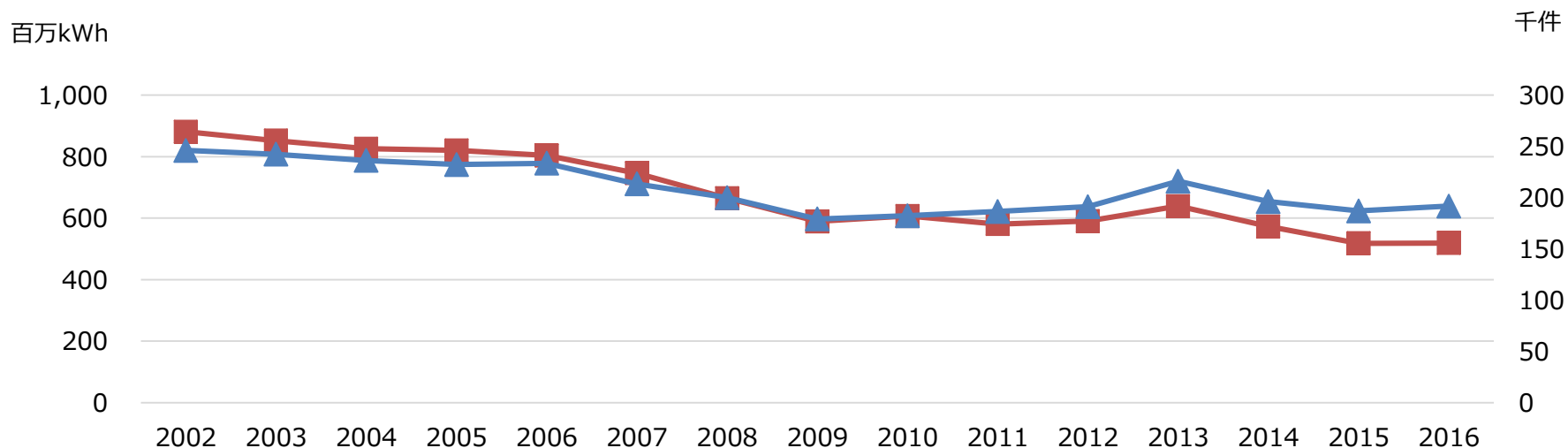
※離島供給、最終保障供給分を除く

※大手電力（旧一般電気事業者）提供データを基に事務局作成

臨時電灯・電力向け料金

- 臨時電灯・電力は、契約上電気を使用できる期間が1年未満の臨時的な需要に適用される契約種別であり、道路工事用の保安灯、縁日の露店の照明等に適用される。
- これらの需要は短期間の一時的な需要であり、使用の期間や時間が不安定なため、その料金は、臨時電灯の場合、定額電灯または従量電灯の料金を約10%割り増したものとなっている。
- 近年、臨時電灯・電力の契約口数及び販売電力量は緩やかに減少しており、契約口数は、臨時電灯は約200万件、臨時電力は約12万件程度となっている。

臨時電灯 契約口数、販売電力量推移（大手電力（旧一般電気事業者）10社合計）



※離島供給、最終保障供給分を除く

※大手電力（旧一般電気事業者）提供データを基に事務局作成

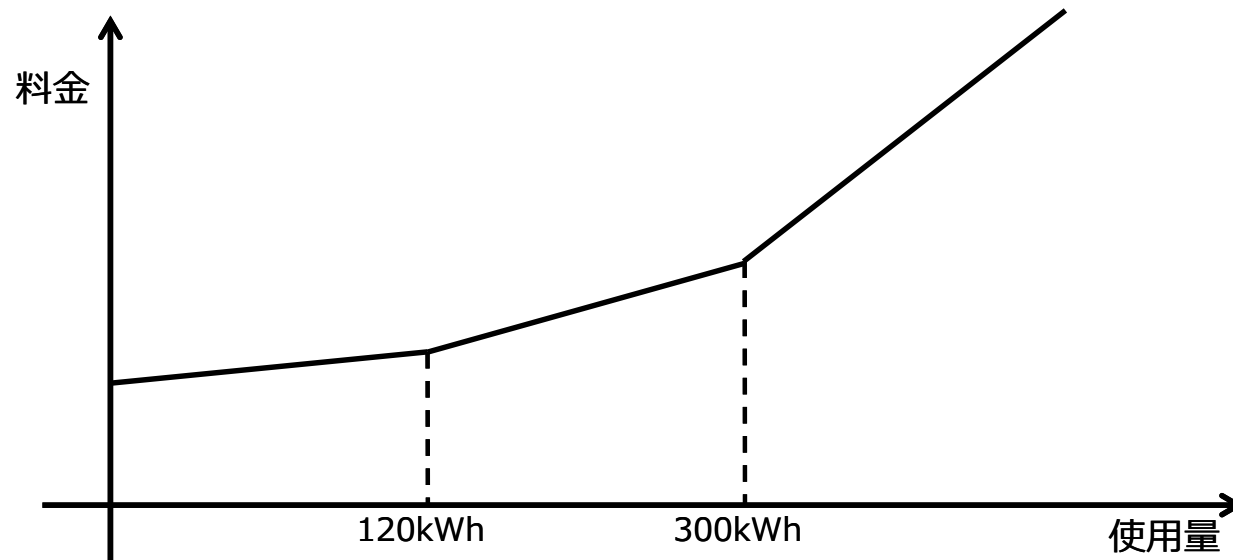
■ 販売電力量 ▲ 契約口数

2. 三段階料金について

経過措置料金に由来する制度 三段階料金

- 三段階料金は、石油危機後の1974年、高福祉社会の実現や省エネルギーの推進という経済社会の基本的要請に、総括原価主義の枠内で対応を図るという観点から導入。使用量の多寡に応じ、三段階の料金単価が設定されている。
- 現行の経過措置料金も三段階料金となっており、当時の整理に基づき、特に第一段階の料金単価は比較的低廉なものとなっている。

- ※三段階料金
- ①第一段階：ナショナルミニマムに基づく低廉な料金
 - ②第二段階：ほぼ平均費用に対する料金
 - ③第三段階：限界費用の上昇傾向を反映し、省エネにも対応する料金



(例) 東京電力エナジーパートナー 従量電灯B	第一段階	第二段階	第三段階
料金単価	19.52円/kWh	26.00円/kWh	30.02円/kWh

(参考) 三段階料金に関する審議会報告

【電気事業審議会料金制度部会 中間報告（1974年3月） 抜粋】

<現状と問題点>

現行の電気料金制度においては（略）一般的には、電力量（キロワットアワー）料金単価は、使用電力量に関係なく一定料金率とされている。

しかしながら、電気の生活必需的性格及び高福祉社会の実現の見地からも、生活必需的部分については、ナショナルミニマムの理念を導入し、（略）生活必需的部分をこえる電気の使用については、料金制度にてい増制を導入することにより、価格機構を通じて省エネルギー化を図ることが適当であるという考え方もある。（略）

<結論>

電灯料金については、次のような内容の三段階料金制度を採用することとする。

- (イ) 生活必需的な消費量に相当する第一段階の部分については、ナショナルミニマムの考え方を適用することとし、適用対象範囲については、全国一律にするとともに、料金については、比較的低廉で、且つ、各社間の地域格差をできる限り縮める方向で考えるものとする。
- (ロ) 第二段階の消費量については、ほぼ平均費用に基づく料金とする。
- (ハ) 第三段階の消費量については、限界費用の上昇傾向を反映した料金とする。
- (ニ) 第二段階と第三段階の区分は、地域別の事情を考慮して決定する。

【電気事業審議会料金制度部会中間報告（1987年12月）（抜粋）】

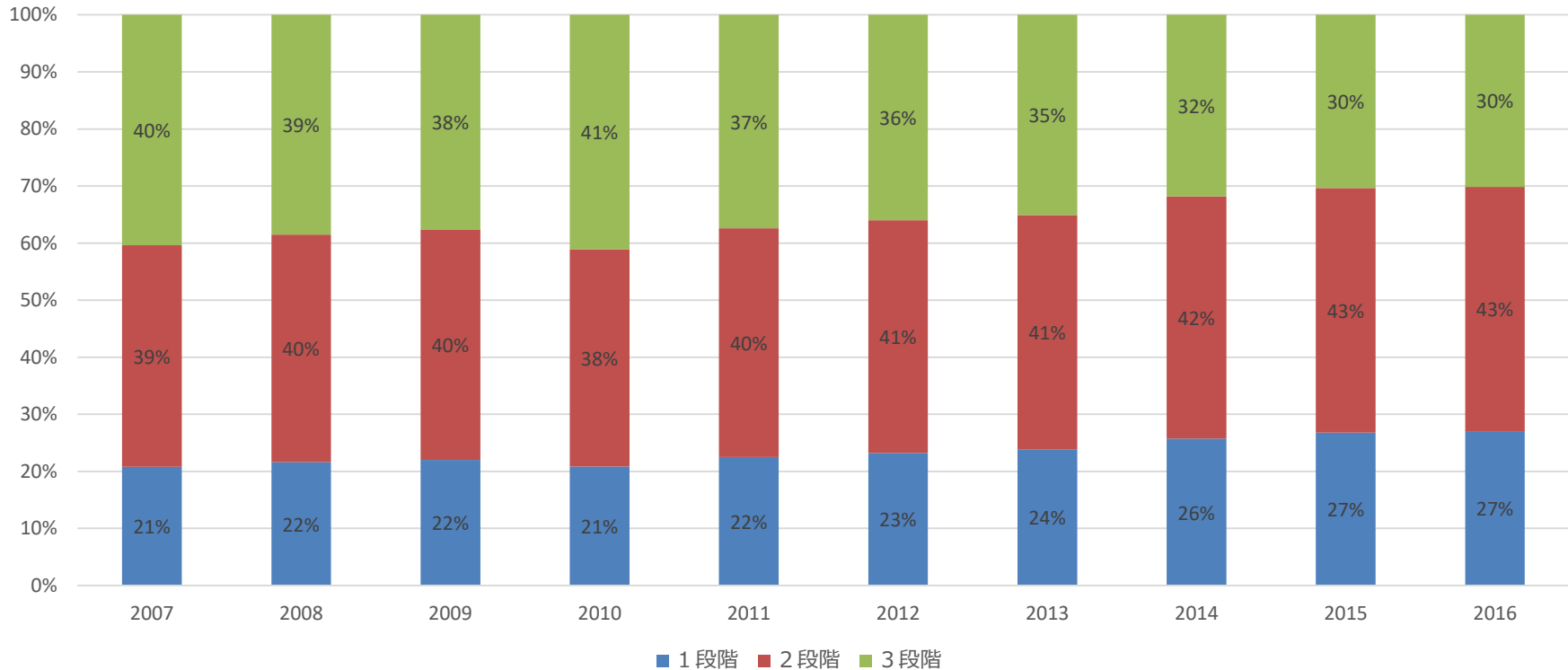
○制度設定当時に比べエネルギー情勢は緩和し、また、内需中心型の経済成長が求められている現状となっている。供給原価の上昇傾向が大幅に緩和している現在の状況においては、供給原価の実態に即し、てい増料金制度の積極的緩和（略）が望ましいが、需要家に対する影響等を総合的に勘案し、当面は格差率の縮小等を段階的に行っていくことが適当である。

○三段階料金制度における段階間区分値のうち、第1段階料金の適用範囲については、現状では従来の設定値120kWhを維持することが適当である。また、第2・第3段階料金の区分値については、（略）各電力会社の実情に即して決定していくことが適当である。

家庭向け料金（従量電灯B）の各段階の需要家数の推移

- 家庭向け料金メニューにおける各段階の需要家数の比率の推移をみると、ここ10年間で第3段階の比率が低下しており、約4割から3割弱に減少する一方、第1段階の比率は2～3割程度で推移している。

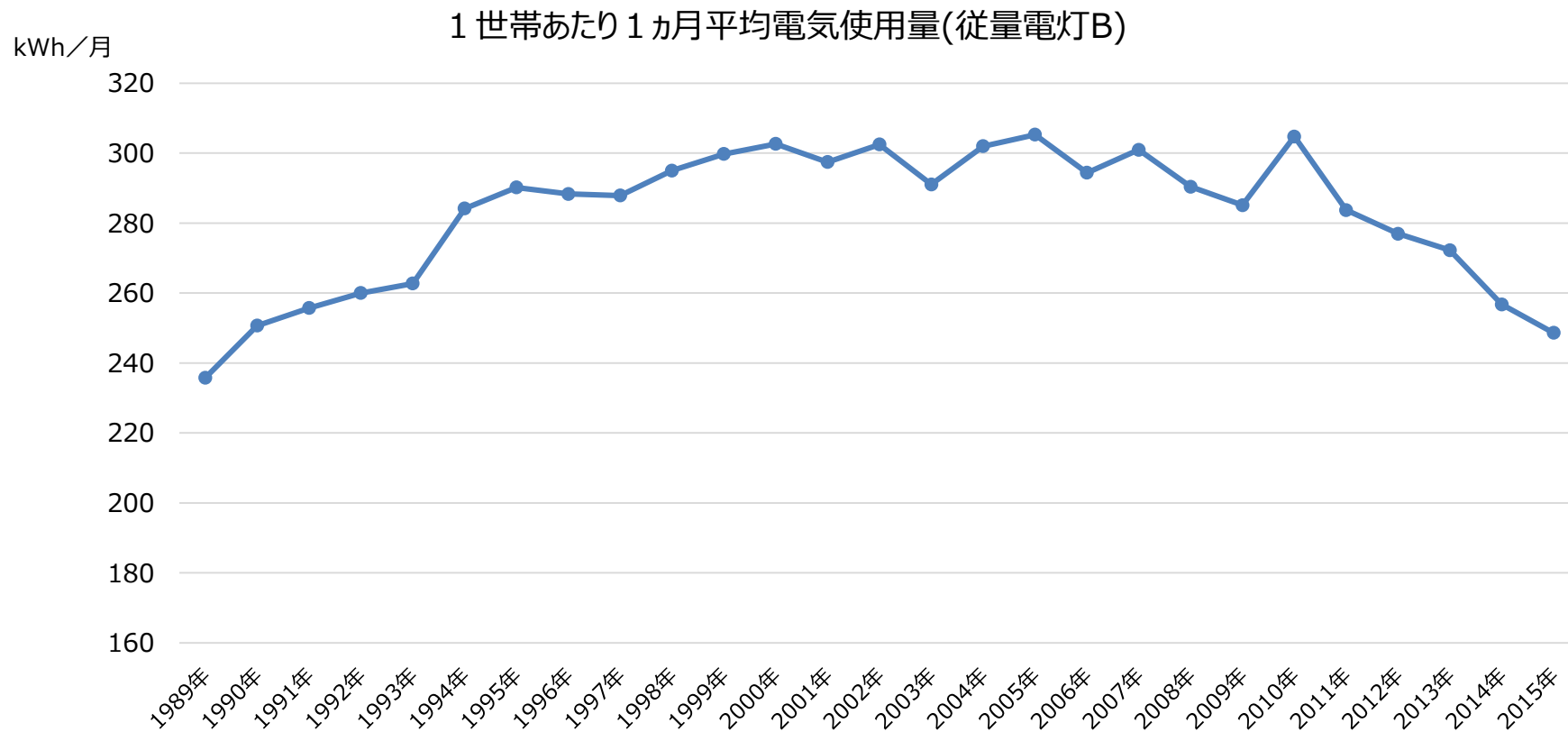
＜三段階料金制度における各段階の需要家数比率の推移（大手電力（旧一般電気事業者）10社合計）＞



※離島供給、最終保障供給分を除く
※従量電灯Bのうち、関西、中国、四国電力については従量電灯Aに相当する
※大手電力（旧一般電気事業者）提供データを基に事務局作成

(参考) 一般家庭の電気使用量の推移

- 一般家庭 1 世帯あたりの月間平均電気使用量は、1990年代以降、300kWh前後で推移してきたが、東日本大震災以降、節電の浸透等により減少傾向にあり、近年は約250kWh程度となっている。



※離島供給、最終保障供給分を除く

※従量電灯Bのうち、関西、中国、四国電力については従量電灯Aに相当する

※大手電力（旧一般電気事業者）提供データを基に事務局作成

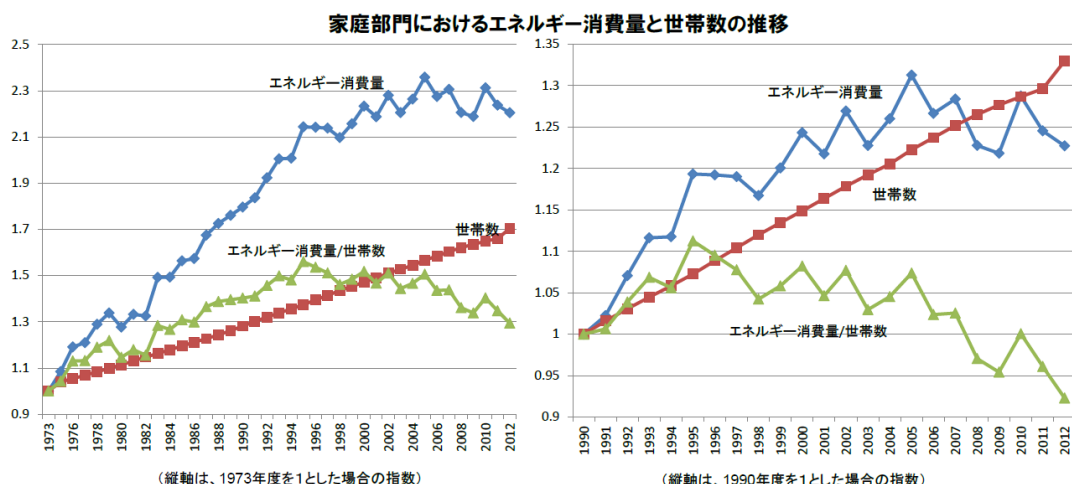
(参考) 家庭部門のエネルギー消費状況 (省エネ効果)

- 単身世帯の増加により、世帯数は一貫して増加傾向にある一方、節電・省エネ等の効果により世帯あたりのエネルギー消費量は減少傾向にある。
- 一般家庭が使用するエアコン、電気冷蔵庫等の大型家電については、省エネ技術の進展により年々エネルギー消費効率が改善している。

<家庭部門におけるエネルギー消費量と世帯数の推移>

家庭部門のエネルギー消費状況①

- 大幅にエネルギー消費量が増加している家庭部門についてみると、「世帯当たり」のエネルギー消費量は近年横ばいから改善の傾向が見られる。
- 世帯数は一貫して増加傾向にある一方、エネルギー消費量は増加傾向に歯止めがかかり、近年横ばいの状況。



(出所) (一財) 日本エネルギー経済研究所「エネルギー・経済統計要覧」、資源エネルギー庁「総合エネルギー統計」を基に作成

<家電の省エネ効果>

■エネルギー消費効率改善 (実績) ■		エネルギー消費効率の出荷台数による加重平均値の改善率 (実績)
機器名		
エアコン*	家庭用直吹き・壁掛け4kW以下	16.3% (2005年度→2010年度)
	家庭用直吹き・壁掛け4kW超	15.6% (2006年度→2010年度)
蛍光灯のみを主光源とする照明器具*	蛍光灯器具	14.5% (2006年度→2012年度)
	電球形蛍光灯	6.6% (2006年度→2012年度)
テレビ (液晶・プラズマ)		60.6% (2008年度→2012年度)
電子計算機		85.0% (2007年度→2011年度)
磁気ディスク装置		75.9% (2007年度→2011年度)
電気冷蔵庫 (家庭用)		43.0% (2005年度→2010年度)
電気冷凍庫 (家庭用)		24.9% (2005年度→2010年度)
電気便座		18.8% (2006年度→2012年度)

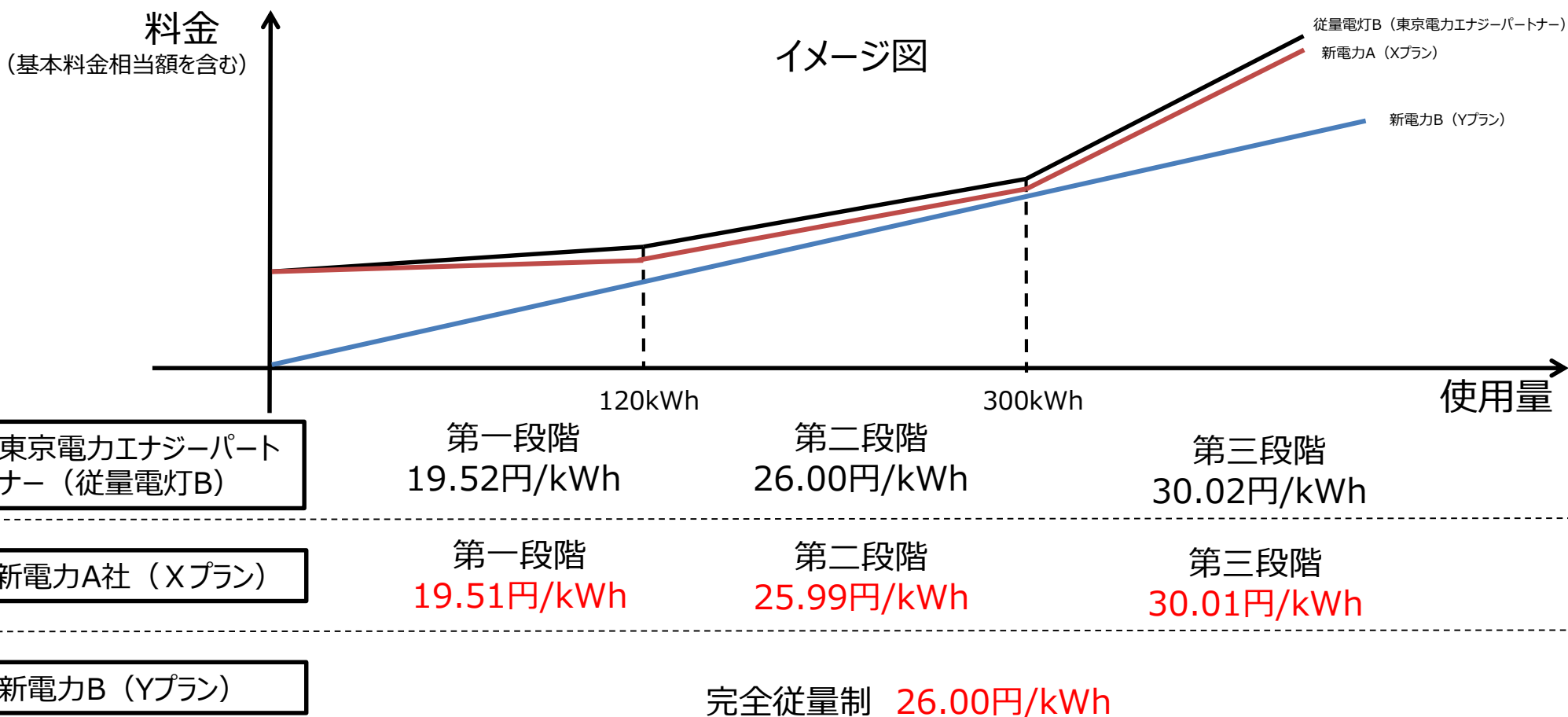
*印を付した機器については、省エネ基準が単位エネルギーあたりの性能で定められており、*印を付していない機器については、エネルギー消費量 (例: kWh/年) で定められている。上表中の「エネルギー消費効率改善」は、それぞれの基準で見た改善率を示している。

省エネ性能カタログ (家庭用) 2017冬より引用

第2回省エネルギー小委員会 資料5より引用 (平成26年6月)

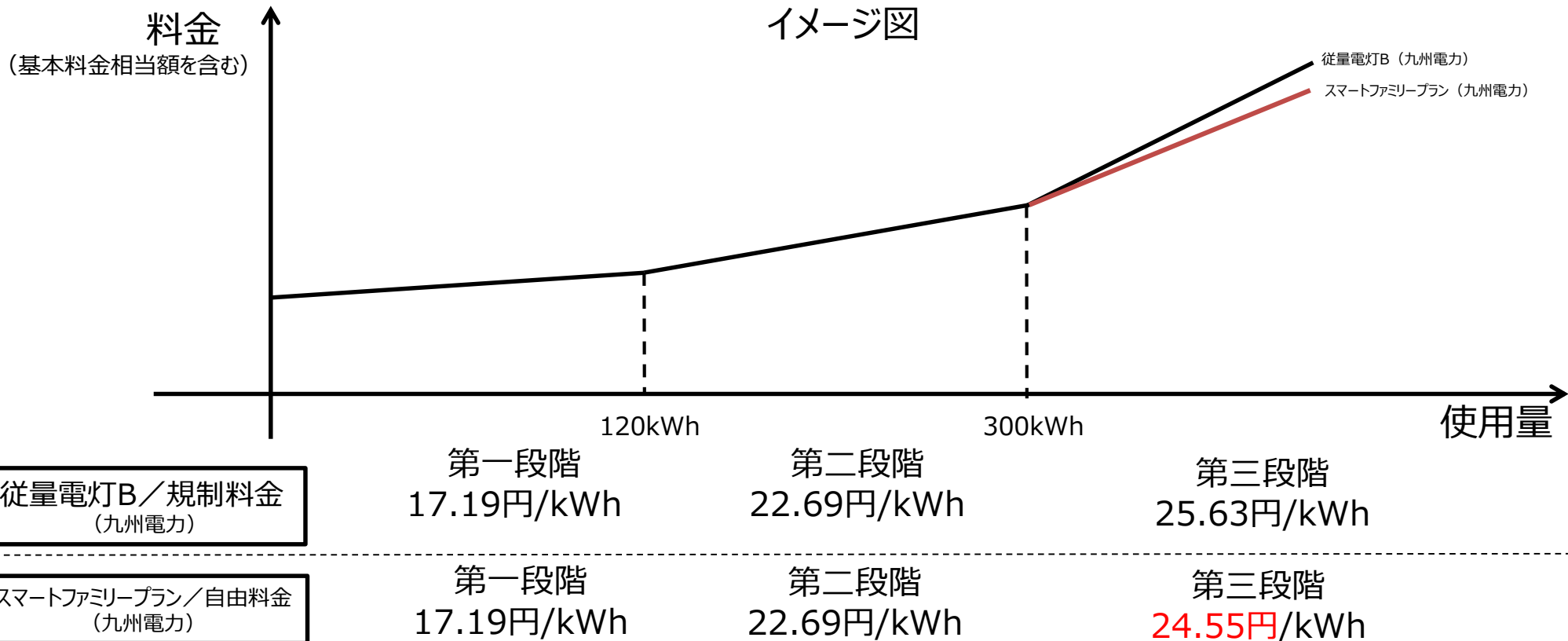
(参考) 新電力の料金メニュー

- 多くの新電力においては、大手電力（旧一般電気事業者）との料金比較がしやすい等の理由により、三段階料金メニューを提供している。
- 他方、完全従量制の料金メニューも一部提供されており、使用量が少ない第1段階の需要家にとっても、現行の経過措置料金よりも安価となる場合がある。



(参考) 大手電力の料金メニュー①

- 大半の大手電力（旧一般電気事業者）は、自由料金において、経過措置料金よりも割安な三段階料金メニューを提供している。
- 完全従量制メニューを提供している大手電力（子会社含む）も存在し、使用量が少ない需要家にとっても有利な料金メニューも存在する。



(参考) 大手電力自由メニュー利用状況

- 大手電力（旧一般電気事業者）が提供している自由料金の3段階料金メニューの多くは、電気使用量の多い需要家にとってメリットの大きいメニューとなっているが、電気使用量の少ない1段階目の需要家においても、自由メニューへの切替が進んでいる。

大手電力（旧一般電気事業者）自由料金メニュー 段階別需要家数比率

		1段階	2段階	3段階
自由料金	X電力（メニューA）	12%	52%	36%
	Y電力（メニューB）	16%	28%	55%
	Z電力（メニューC）	27%	39%	34%
経過措置料金	全国10社平均 （従量電灯B）	27%	43%	30%

※大手電力（旧一般電気事業者）提供データ（2017年度契約口数）を基に事務局作成

(参考) 大手電力の料金メニュー②

- 大手電力（旧一般電気事業者）が提供している一般家庭向け自由料金メニューは、段階別に割安な単価が設定されていたり、ポイント還元制をとっていたりと、会社によって異なるものの、経過措置料金よりもメリットのあるメニューとなっている。

<料金単価割引メニュー>

※（）内は経過措置料金メニューの料金単価（経過措置料金単価と異なる場合のみ記載）
※色付け箇所は基本的に経過措置料金メニューよりも安価になると考えられる

	プラン名	基本料金(30A)/最低料金	1段階	2段階	3段階	備考	自社内契約切替 (2018年2月時点)
東北電力	よりそう+ファミリーバリュー	最初の3kVAまで1契約972円、3kVAをこえる1kVAにつき324円(972.00円)	22.35円 (18.24円)	27.20円 (24.87円)	— (28.75円)	<経過措置料金と料金区分が異なる> 1段階(～400kWh)、2段階(400kWh超過分)	8.0万件(1.5%)
東京電力エナジーパートナー	スタンダードS	842.4円	19.52円	25.98円 (26.00円)	30.02円		91.4万件(4.0%)
関西電力	eおとくプラン	最初の6kWまで1契約1,188円、6kWをこえる1kWにつき388.8円(最初の15kWhまで1契約327.65円)	18.85円 (19.76円)	29.13円 (26.19円)	— (29.94円)	<経過措置料金と料金区分が異なる> 1段階(～300kWh)、2段階(300kWh超過分)	66.2万件(6.6%)
中国電力	スマートコース	最初の15kWhまで1契約223.23円(最初の15kWhまで1契約331.23円)	20.40円	26.96円	29.04円		44.4万件(12.7%)
四国電力	おとくeプラン	最初の11kWhまで1契約403円92銭	20.00円	26.50円	27.79円 (29.95円)		11.5万件(5.9%)
九州電力	スマートファミリープラン	874.8円	17.19円	22.69円	24.55円 (25.63円)		24.5万件(3.9%)
沖縄電力	グッドバリュープラン	最初の10kWhまで1契約395.08円	22.53円	27.5円 (27.97円)	28.80円 (29.91円)		0.2万件(0.3%)

<ポイント還元、その他割引メニュー>

	プラン名	基本料金(30A)/最低料金	1段階	2段階	3段階	備考	自社内契約切替 (2018年2月時点)
北海道電力	Web・eプラス	1,004.4円	23.54円	29.72円	33.37円	「Web料金お知らせサービス」を利用し、口座振替またはクレジットカード払いを適用すると、使用量にかかわらず従来メニューから毎月300円割引	2.1万件(0.7%)
中部電力	ポイントプラン おとくプラン(40A～60A)	842.4円 1,123.20円(40A)	20.68円	25.08円	27.97円	・電気料金200円につき1ポイント付与(1ポイント=1円) ・おとくプランは毎月の電気料金から100～150円割引	124.7万件 (16.4%)
北陸電力	節電とくどく電灯	10Aまたは1kVAにつき237.60円	17.52円	21.33円	23.02円	節電割引有(夏季、冬季)	2.9万件(2.4%)

検討の方向性

- 三段階料金が適用されている家庭向けの経過措置料金（従量電灯B）の契約口数は約5,000万件に上るほか、現状、新電力が提供する自由料金メニューも多くが三段階料金となっている。
- 例えば、新電力の提供する三段階料金メニューの一部は、使用量の多い第3段階のみならず、使用量の少ない第1段階であっても経過措置料金より単価が低く設定されているほか、完全従量制という形で経過措置料金のどの段階よりも安価となる料金メニューも提供されている。
- また、大手電力（旧一般電気事業者）においても、経過措置料金と同等あるいはそれ以下の安価な自由料金メニューを提供するようになっており、第1段階の需要家においても、既に一定比率が新電力や大手電力の自由料金メニューへの切替を行っている。
- 加えて、省エネ機器の普及等によって第3段階需要家の比率が低下し、第1段階の需要家比率が増加するなど、需要家を取り巻く環境については、導入当初と比較して、大きく変化していると考えられる。
- 他方、使用量の少ない第1段階の需要家の大多数は引き続き経過措置料金にとどまっており、こうした需要家がそのような選択を続ける背景等について、引き続き丁寧に実態を把握しつつ、検討を深めていくこととしてはどうか。

3. 最終保障供給について

最終保障供給について

- 2016年の小売全面自由化後、経過措置料金が存続する間、一般家庭等の低圧需要家が供給者を選択できないときは、大手電力（旧一般電気事業者）の提供する経過措置料金が、セーフティネットとしての最終保障供給の役割を担っている。
※現状、特別高圧・高圧分野においては、一般送配電事業者が最終保障供給を実施。
- 他方、経過措置の撤廃後は、供給者を選択できない需要家に対し、一般送配電事業者が、経済産業大臣に届け出た最終保障供給約款に基づき、電気の供給を行うこととなる。
- この点、2013年の電力システム改革専門委員会報告書においては、「あくまで最終保障はセーフティネットであり、需要家が最終保障サービスに過度に依存することや、送配電事業者が最終保障サービスのための電源を自ら保有することは、この制度の想定するところではない。」とされている。
- なお、現状、特別高圧・高圧分野の最終保障供給の料金は、標準的な料金の2割増しの水準に設定されており、その適用は極めて限定的（2016年度適用実績：特別高圧0件、高圧100件程度）である。

改正電気事業法 抜粋

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～七 (略)

八 一般送配電事業 自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び発電量調整供給を行う事業（発電事業に該当する部分を除く。）をいい、**当該送電用及び配電用の電気工作物により次に掲げる小売供給を行う事業**（発電事業に該当する部分を除く。）を含むものとする。

イ **その供給区域**（離島（その区域内において自らが維持し、及び運用する電線路が自らが維持し、及び運用する主要な電線路と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限る。ロ及び第二十一条第三項第一号において単に「離島」という。）を除く。）**における一般の需要**（小売電気事業者又は登録特定送配電事業者（第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。）から小売供給を受けているものを除く。ロにおいて同じ。）**に応ずる電気の供給を保障するための電気の供給**（次項第二号、第十七条及び第二十条において「最終保障供給」という。）

ロ (略)

九～十七 (略)

(最終保障約款)

第二十条 **一般送配電事業者は、最終保障供給に係る料金その他の供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。**

2 (略)

3 **経済産業大臣は、最終保障供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般送配電事業者に対し、相当の期限を定め、その最終保障供給約款を変更すべきことを命ずることができる。**

一 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。

二 一般送配電事業者及び電気の利用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

三 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

四 **社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、最終保障供給約款により電気の供給を受ける者の利益を著しく阻害するおそれがあるものでないこと。**

4 (略)

論点

最終保障供給約款における料金メニューはどのようなものを設定すべきか

- 小売全面自由化の実施後、誰からも電気の供給を受けることができない需要家に対しては、一般送配電事業者が最終保障供給約款に基づき、電気の供給を行うこととなる。
- 他方、電力システム改革専門委員会報告書においては、「あくまで最終保障はセーフティネットであり、需要家が最終保障サービスに過度に依存することや、送配電事業者が最終保障サービスのための電源を自ら保有することは、この制度の想定するところではない。」とされている。
- このため、**最終保障供給約款の料金メニューについては、**現在一般電気事業者が作成している特別高圧・高圧の需要家に対する最終保障約款と同様、**一般送配電事業者が最終保障供給に要するコスト等を勘案し、説明責任を果たしつつ、自ら設定することとしてはどうか。**

※経過措置期間中においては、経過措置約款に基づき、低圧需要に対する最終保障供給が行われることから、最終保障供給約款には高圧・特別高圧需要に応ずるためのメニューのみが設定されることとなる。

※現行の最終保障約款においては、一般電気事業者が設定している標準メニューの2割増しの料金が設定されている。

(参考) 電力システム改革専門委員会報告書

あくまで最終保障はセーフティネットであり、需要家が最終保障サービスに過度に依存することや、送配電事業者が最終保障サービスのための電源を自ら保有することは、この制度の想定するところではない。このため、送配電事業者の責任や業務の範囲が無制限に拡大しないよう配慮した適切な制度設計（効率的な担い手への委託を可能とする等）が必要である。

(参考) 最終保障メニュー概要 (特別高圧・高圧)

料金メニュー		最終保障供給 (特別高圧・高圧)			
適用範囲	用途	高圧または特別高圧で電気の供給を受け、契約使用期間が1年以内			
	契約容量他	50kW以上			
料金制		2部料金制			
主な需要		小売電気事業者のいずれとも電気の需給契約についての交渉が成立しない高圧以上の需要			
料金単価 (1月あたり)	基本料金	1kWにつき	標準電圧6,000ボルト	2,019.6 (1,684.8) 円	
			標準電圧20,000ボルト	1,954.8 (1,630.8) 円	
			標準電圧60,000ボルト	1,890.0 (1,576.8) 円	
	電力量料金	1kWhにつき	夏季	標準電圧6,000ボルト	19.68 (17.22) 円
				標準電圧20,000ボルト	17.78 (15.62) 円
				標準電圧60,000ボルト	17.48 (15.37) 円
			その他季	標準電圧6,000ボルト	18.33 (16.08) 円
				標準電圧20,000ボルト	16.60 (14.63) 円
				標準電圧60,000ボルト	16.33 (14.42) 円

※料金単価は東京電力パワーグリッドの最終保障電力Aから引用

() 内はそれぞれ東京電力エナジーパートナーの特別高圧電力A、業務用電力 (高圧) の料金単価

検討の方向性

- 低圧分野の小売規制料金に関する経過措置を撤廃した場合、最終保障供給の料金は、一般送配電事業者において、「最終保障供給に要するコスト等を勘案し、説明責任を果たしつつ、自ら設定」の上、経済産業大臣に届け出ることとされている。
- その場合、経済産業大臣は、一般送配電事業者の設定する最終保障供給の料金が、「社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、最終保障供給約款により電気の供給を受ける者の利益を著しく阻害するおそれがある」ときは、その変更を命じることができる。
- したがって、具体的にどのような場合に変更を命じることとなるかを念頭に、料金メニューの構成や具体的な料金単価設定方法を含め、経過措置の撤廃までに、最終保障供給の在り方を整理する必要がある。
- その検討は、具体的にどのような場合に経過措置を撤廃するかという、経過措置の撤廃基準の検討と密接に関連することから、最終保障供給の在り方については、低圧分野における競争の実態等を踏まえつつ、経過措置の撤廃基準の検討と並行して検討を深めていくこととしてはどうか。

常時バックアップについて

本日の御議論

- 常時バックアップ(以下、「常時BU」という。)とは、新電力がエリアの旧一般電気事業者から電気の一部卸売を継続的に受けて、需要家に対して電力供給を行う形態を指す。
- 現在、制度検討作業部会にて、ベースロード市場（以下、「BL市場」という。）等の詳細検討が進められていることを踏まえ、今後の卸市場活性化や市場整備の方向性に応じた常時BUの見直しを行う必要がある。
- 本日は、前回の本小委員会後に行われた意見募集(※)の概要や、新たな市場整備の方向性等を踏まえ、今後の常時BUのあり方について御議論いただく。

※：提出事業者数 19事業者・団体

提出意見件数 31件

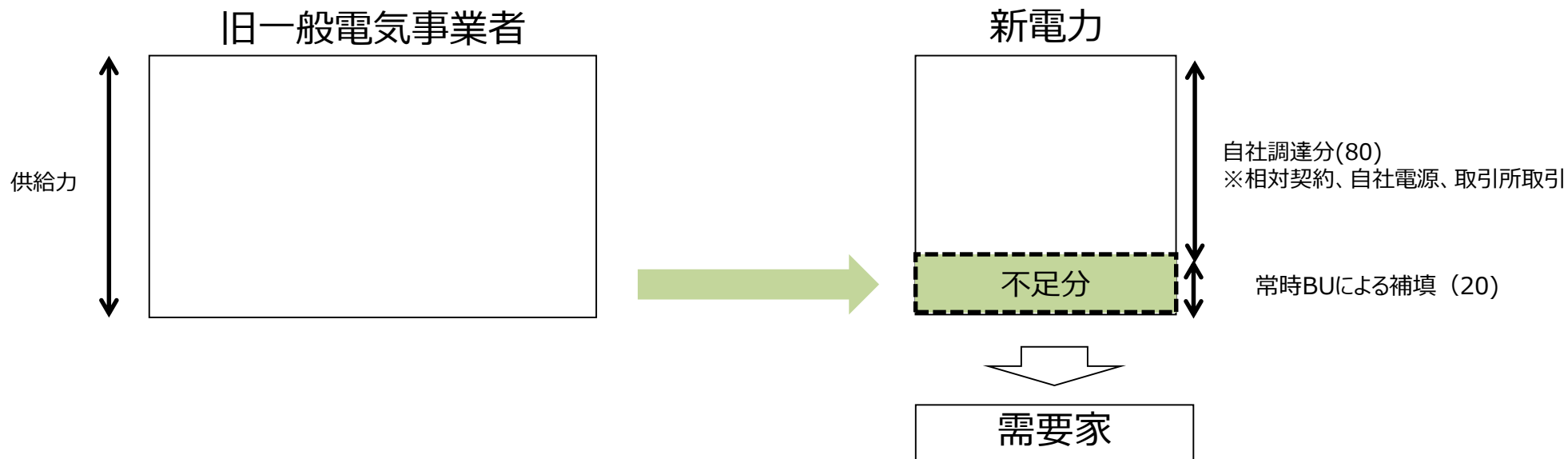
意見募集期間 2018年3月19日（月）～2018年4月17日（火）

1. 制度の仕組みと現状について

- 常時BUは、新電力がエリアの旧一般電気事業者から電気の一部卸売を継続的に受けて、需要家に対して電力供給を行う形態を指し、2000年の電力部分自由化に合わせて導入された。電気事業法上規制を受けない私契約（常時補給電力契約）に基づくものであるが、「適正な電力取引についての指針(以下、「適取GL」という。)」において、その契約行為における公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為等が記載されている。

常時BUの概要図（イメージ）

※新規参入者が需要家に100販売する際、供給力として80しか調達できず、20の常時BUを受ける場合の例



制度の仕組みと変遷②

- 常時BUの価格設定については、適取GLに「同様の需要形態を有する他の需要家に対する自己の小売料金に比べて高い料金を設定したり、グループ内の小売電気事業者に対する自己の卸供給料金に比べて不当に高い料金を設定したりすること。」が独禁法上問題となると記載されている。そのため、常時BUは、自社の小売料金と整合性の取れた価格体系(=全電源平均価格)(※)を取ることとされている。

※常時BU価格≒自社の小売平均料金－託送料金－営業費

- したがって、常時BUは、小売料金と同様、基本料金(kW)と従量料金(kWh)の二部料金体系であり、契約kWは月ごとに変更が可能(2か月前に申し込み)、使用量kWhは日ごとに変更が可能である。

「適正な電力取引についての指針 (2017年2月、公正取引委員会・経済産業省)」(抜粋)

第2部 適正な電力取引についての指針

Ⅱ. 卸売分野における適正な電力取引のあり方

2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(1) 小売電気事業者への卸供給等

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

③ 常時BUにおける不当な取扱い

常時BUは、電力小売の自由化により新規参入した小売電気事業者にとって引き続き主要な電源調達手段となっている。また、区域において一般電気事業者であった発電事業者等が小売電気事業者に供給し得る発電設備の大半を確保し、区域を越えた卸供給が限定的にしか行われておらず、卸電力市場からの調達も十分にできない状況においては、多くの小売電気事業者は、常時BUを当該発電事業者等に依存せざるを得ない状況にある。

このような状況において、区域において一般電気事業者であった発電事業者等に供給余力が十分にあり、他の小売電気事業者との間では卸供給を行っている一方で、特定の小売電気事業者に対しては常時BUを拒否し、正当な理由なく供給量を制限し又は不当な料金を設定する行為は、当該小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある(私的独占、取引拒絶、差別取扱い等)。

- 特定の小売電気事業者に対して、常時BUを拒否し、又は正当な理由なくその供給量を制限すること。
- 特定の小売電気事業者に対して、同様の需要形態を有する他の需要家に対する自己の小売料金に比べて高い料金(注)を設定したり、グループ内の小売電気事業者に対する自己の卸供給料金に比べて不当に高い料金を設定したりすること。

(注) 常時BU料金の不当性の判断においては、常時BUでは発生しない需要家への小売供給に係る託送費用や営業費用を減じないなど、費用の増減を適正に考慮しているかどうかを含めて評価することとなる。

- 複数の需要家へ小売供給している小売電気事業者に対する常時BUについて、当該小売電気事業者が当該常時BU契約を一本化するか別建てにするかを選択できないようにすること。
- 複数の需要家へ小売供給している小売電気事業者に対する常時BUについて、当該小売電気事業者が常時BU契約の別建てを求めているにもかかわらず一本化しか認めず、期限付きの需要の終了に伴い契約電力を減少させた場合に当該小売電気事業者に対し違約金・精算金を課すこと。

制度の仕組みと変遷③

- 2011年の東日本大震災後、電力システム改革の議論が進められる中で、「電力システム改革の基本方針」（2012年7月）を受け、卸電力市場が機能するまでの当面の措置として、常時BUの見直しが行われることとなった。
- 具体的には、2013年の電力システム改革専門委員会報告書を踏まえ、新電力のベース電源代替としての活用に資するよう、以下のとおり価格と量の両面で見直しが行われた。
 - － 基本料金の引き上げ、従量料金の引き下げ
 - － 利用可能枠の設定（特別高圧・高圧：接続供給契約の3割、低圧：接続供給契約の1割）
電力システム改革専門委員会報告書（2013年2月）抜粋

3. 新規参入者の電源不足への対応による競争の活性化

(1) 常時BUの料金と供給量の見直し

卸電力市場が機能するまでの当面の間、ベース電源代替としての活用に資するよう、常時BUの基本料金を引き上げ、従量料金を引き下げるよう一般電気事業者に対し見直しを求めることとする。

具体的には、**基本料金によるコスト回収率を従来より高めつつ、ベース電源代替として常時BUを高負荷率で利用する場合に従来料金を下回るよう、従量料金の引き下げを行う。**

また、供給量についても、ベース電源代替として常時BUを活用することで新電力が顧客開拓をしやすくする環境を実現するという観点から、当面の措置として、新電力が新たに需要拡大をする場合に、**その量に応じて一定割合（3割程度）の常時BUが確保されるような配慮を一般電気事業者が行うよう求めることが適当である。**

このように、一定量の常時BUの供給を求める措置は、一般電気事業者が電源の大半を確保し、卸電力市場の流動性が不足していることを背景とした新規参入者のベース電源不足に対する過渡的な措置として行うものである。そのため、今後先渡市場の活用などにより卸電力市場が機能した場合には、廃止することが適当である。

(参考) 現行の常時BU

- 常時BUの価格や上限量は、「適正な電力取引についての指針」において、以下のとおり整理されている。

供給者

- 各エリアの旧一般電気事業者（各エリアごとに常時補給電力契約を締結）

契約可能範囲（利用枠）

- 新規参入者が新たに需要拡大をする場合に、その量に応じて一定割合（特高・高圧：3割、低圧：1割）

料金体系

- 基本料金と従量料金の二部料金制、燃料調整制度により燃料価格に連動
※経過措置料金における全電源の平均コストを基に、自社小売への卸供給の料金と比べて不当に高くないよう設定

必要な手続

- 旧一般電気事業者との契約に基づく期限（広域機関への計画提出期限である前日12時に間に合う期限）までに、必要量を申請。
- 月ごとに契約変更可能（2か月ほど前に契約変更申し込み。）
※1年に満たないで契約を減少する場合、割増料金が請求される。

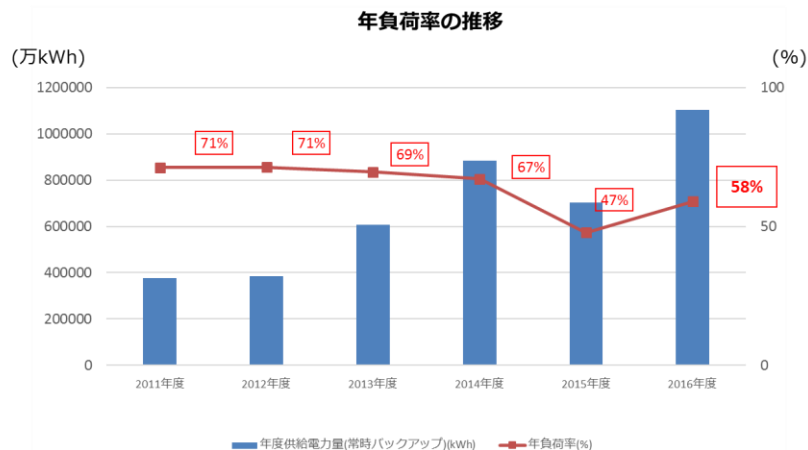
常時BUの使用状況について①

- 前述のとおり、2013年に常時BUがベース電源代替として資するよう、料金体系が変更された。
- 一方、利用率・負荷率の推移や意見募集結果を鑑みると、常時BUは、必ずしもベース的に利用されてはならず、新電力が需給の調整等を目的として利用されていることは否定できない。

※なお、2013年の料金見直しは、新電力のベース需要が満たすことに資するよう行われたが、常時BUをベース電源代替として利用することを強制までの制度的措置とはなっていないことに留意する必要がある。

常時バックアップの利用実態①（年負荷率）

- 2013年の価格見直しは、新電力におけるベース電源代替としての活用に資することを目的としていたが、その後、年間の負荷率（契約電力に対する供給電力量）は低下しており、2016年度は58%となっている。

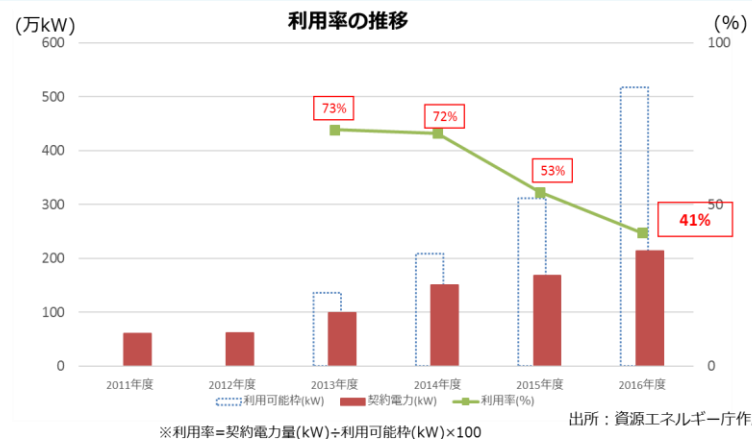


※年負荷率=年度供給電力量(kWh)÷(契約電力量(kW)×8760h(=365日×24h))×100

20

常時バックアップの利用実態②（利用率）

- 2013年の見直しにより、常時バックアップの利用可能枠が導入され、見直し当初は利用可能枠の7割程度の契約がなされていた。
- しかしながら、新電力のシェアの拡大に伴う利用可能枠は大幅に増大する一方、契約電力の伸びは緩やかであり、2016年度の利用率（利用可能枠に対する契約電力量）は約4割となっている。



※利用率=契約電力量(kW)÷利用可能枠(kW)×100

22

常時BUの使用状況について②

- 前述のとおり、利用率・負荷率の数値を踏まえると、ベース需要を満たすためだけでなく、需給調整等にも常時BUを利用していると考えられる。
- なお、今回行った意見募集においても、常時BUについて、「スポット市場の約定が決まった後に取引が可能であるため、需要変動に備える確かな拠所として利用している。」や「同時同量義務を履行するためのセーフティーネットとしても役割を担っている。」といった意見があった。

利用

ベース需要への利用

ベース需要への利用
以外の利用

事業者意見の概要

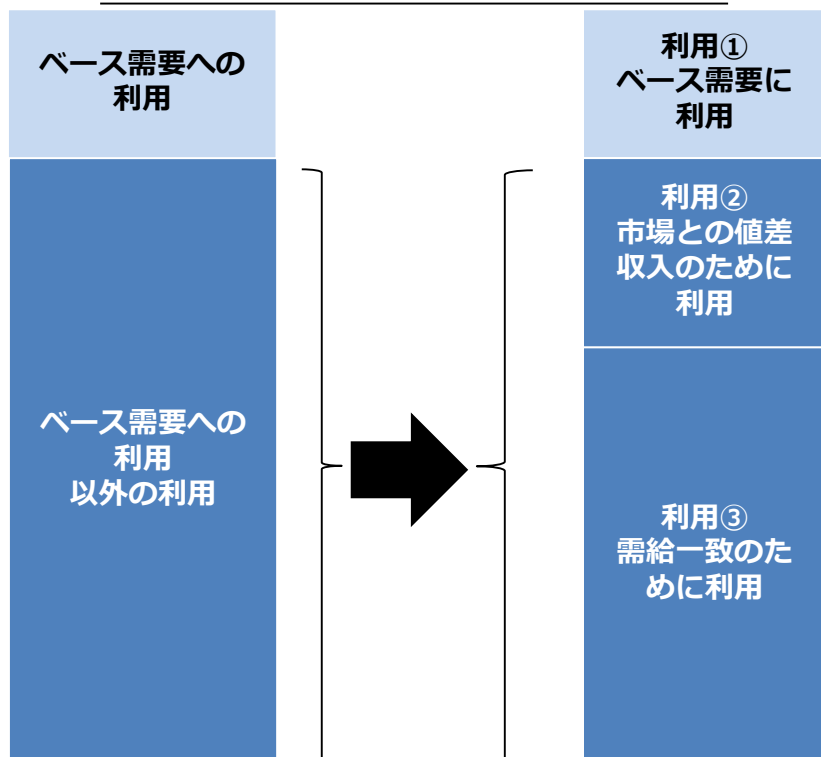
- 安価で安定的な重要な電源のひとつとしてベース需要を満たすために利用。
- 電力ビジネスを構築する基礎的資源という位置づけとして利用。
- 現状の常時BUは、1kW単位で変更可能であるため、複数の役割（ベース/容量確保/しわとりなど）で利用可能。
- 実態として、常時BUはミドル運用のように必ずしもベースロードとして活用しておらず、BL市場設立後即時撤廃となると事業者負担増となる可能性は無視できない。
- 万が一の事態に備える供給力の確保として利用。
- ミドル・ピーク電源へのアクセスが乏しい新電力にとっては、常時BU電源は中短期的に最適な電源ポートフォリオを組成し、また、同時同量義務を履行するためのセーフティーネットとしても役割を担っている。
- 調整電源を保有もしくは相対等で契約をしていない事業者は、常時BUが廃止になると、需給バランスを整えるための電源がなくなり、30分同時同量を達成することが困難。
- スポット市場の約定が決まった後に常時BUの申し込みが可能であるため、常時BUとスポット市場で自由に差し替えができる。
- 30分コマ毎の需給電力量の変更が可能であり、自社電源の運用（燃料調達や発電所の変化速度による運用制約）の実態と比べて有利な運用をとっているため、需給バランスの一致のために利用。
- 現状の常時BUは、複数の役割（ベース/容量確保/しわとりなど）で利用可能であり、一般送配電事業者ごとにも価格設定の性格が異なる感がある。
- 常時BUは、BL市場と政策目的が重複する部分とそうでない部分が存在する。その縮小の是非を判断するに当たっては、BL市場やその他市場の活性化状況を見極める必要があるため、市場開設後の使用実態等の判断材料が揃った段階で、縮小等についての検討を開始すべき

常時BUの使用状況について③

- 前述の意見募集等を踏まえると、常時BUには、ベース需要に満たす用途を含めた様々な使用用途が考えられるが、大別すると以下のような整理が考えられる。

※なお、常時BUの使用状況によっては、用途として利用①～③のうち同時に複数当てはまる場合もある。

利用について（イメージ）



利用状況の整理

利用①	・ 自身のベース需要に充てる利用
利用②	・ 自身の需要に使わず、市場との値差収入を目的とした利用（※）
利用③	・ 需給の一致のための利用(しわ取り、ミドル・ピーク需要への供給)

※ 常時BUより高い価格でスポット市場に売り入札したうえで、スポット市場で売り約定した場合は、約定量と同量を常時BUで申し込み、常時BU価格とスポット市場価格の差分を得る。他方、スポット市場で売り約定しなかった場合は、常時BUを申し込みない。（例えば常時BU価格が12円の場合、スポット市場に12 + α円で売り入札して約定した後、同量を常時BUに申し込めば、自身の需要に充てることなく常時BUの購入分をスポット市場に売却可能）

2. 常時BUのあり方

常時BUのあり方

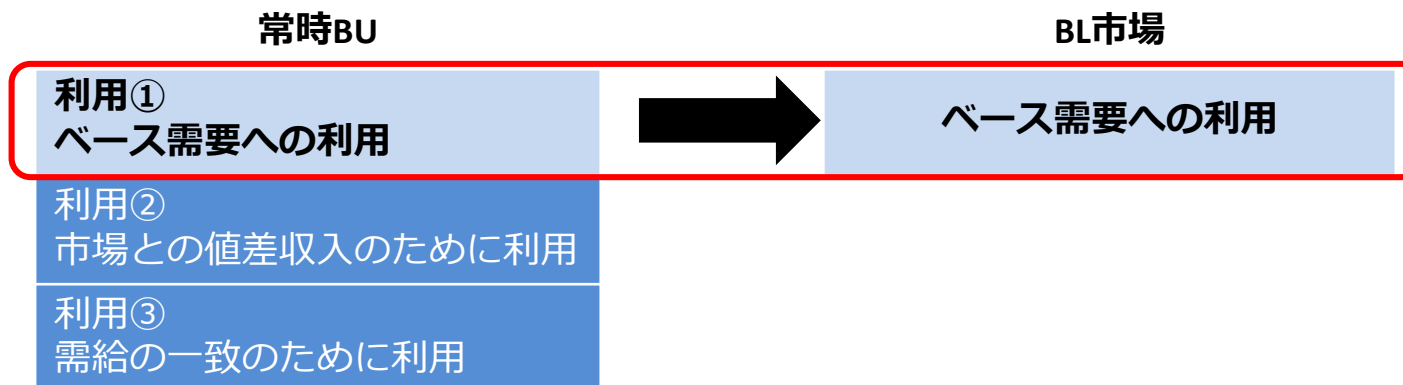
- 前述のとおり、常時BUの利用に係り、利用①～③の類型に分けられると考えられる。
- 常時BUの見直しに当たり、意見募集の結果や市場環境の整備の状況を鑑みると、以下の図のとおり課題を整理できる。

	利用	課題	意見概要
利用①	ベース需要への利用	<ul style="list-style-type: none"> ● B L市場創設後のあり方 	<ul style="list-style-type: none"> ● 常時BU制度は、B L市場のあり方と密接に関連するものと思料。今後の整理だと認識しているが、「常時BUの購入可能量から、BL市場での購入量を控除する」ことで、常時BUからBL市場への移行を促すのが自然な発想。 ● 常時BUは、「B L市場と政策目的が重複するため、新電力の常時BU購入可能量を段階的に減少する等して、B L市場への移行を促すべき。」 ● BL市場が設立・運用後も一定期間は常時BU制度は継続すべきである。なお、BL市場は現行の常時BUより安価である必要がある。
利用②	市場との値差収入のために利用	<ul style="list-style-type: none"> ● 政策目的との関係におけるあり方 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「常時BUとスポット市場で自由に差し替えができる」ことにより、常時BUの契約電力の範囲においてはオプション性も加味した常時BU価格以上で市場調達するインセンティブがなくなるため、スポット市場への移行・相対でのオプション取引といった健全な卸市場の活性化を阻害している。また、こうした運用をできる事業者は限定的であるため、競争上も不公平。
利用③	需給の一致のために利用	<ul style="list-style-type: none"> ● 卸市場の状況を踏まえたあり方 	<ul style="list-style-type: none"> ● 調達電源には、各々の特徴があるものであり、それらをどのように効果的・効率的なオペレーションの実行に移すかは各社の努力次第。年負荷率が低下している点に関連し、「常時BUが本来の制度趣旨であるベースロード電源代替として活用されるのではなく、オプション的な使い方をされていることから見直しが必要。」 ● 常時BUは、新電力にとって制度的に手当されている唯一の卸メニューであり、「先渡市場が活性化していない中、またBL市場も創設前の現段階において、スポット市場のみに頼ることに対する事実上唯一のリスクヘッジ手段となっている。」現時点において、新電力にとっての安定的な電力調達手段としての意義は大きい。 ● 調整電源を保有もしくは相対等で契約をしていない事業者は、常時BUが廃止になると、需給バランスを整えるための電源がなくなり、「30分同時同量を達成することが困難。」

常時BUのあり方（利用①について）

- 新電力のベース需要を満たし、卸市場の競争活性化に資する目的として、BL市場(以下、「BL市場」という。)が2019年に創設予定である。
- 他方、常時BUは、新電力の需要を満たす目的で措置されたものであり、2013年にベース需要を満たすよう料金体系が見直されたことや、前述の使用類型（利用①）を鑑みると、常時BUを自身のベース需要を満たす目的で新電力が使用することが考えられる。
- そのため、BL市場創設後は、常時BUの持つ新電力のベース需要を満たす利用用途はBL市場が代替すると考えられる。
- 常時BUが卸市場活性化までの暫定的な措置であり、常時BUの持つ新電力のベース需要を満たすという政策目的がBL市場の政策目的と重複することを踏まえると、常時BUの持つ新電力のベース需要を満たす機能がBL市場にスムーズに移行することが望ましいのではないか。

常時BUとBL市場の利用移行イメージ



常時BUのあり方（利用①について）

- その際、常時BUの政策目的がBL市場の政策目的と重複するといつて常時BUを即座に廃止することは、常時BUの利用データや意見募集結果を鑑みると、適切ではないと考えられる。
- 他方、常時BUからBL市場へ機能がスムーズに移行することを求める観点からは、常時BUとBL市場の政策目的が重複する点において、BL市場が創設された後も、（ベース需要を満たす機能を）常時BUに依存することのないよう、以下のような措置を行うことが考えられるのではないかと。
- 選択肢① 常時BUの購入可能枠からBL市場の約定分を控除する。
- 選択肢② BL市場の新電力ごとの購入枠から常時BUの購入分を控除する。
- ②については、各新電力のBL市場における購入可能枠から、単純に前年度の常時BU契約量を控除した場合、BL市場における購入可能枠が限られてしまうため、BL市場への移行がかえって進まないと考えられるのではないかと。
- 他方、①については、BL市場の取引が活性化し、購入量が増加することに伴い、常時BUの使用可能量も減少することから、常時BUからのBL市場への移行を促すものと考えられるのではないかと。
- したがって、常時BUからBL市場へ機能がスムーズに移行することを求める観点からは①を採るべきではないかと。

論点④：常時バックアップ・部分供給

- 第8回制度検討作業部会(2017年6月30日)にて「常時バックアップ（以下、常時BU）は、同市場創設時に常時BUを即時廃止することは志向しないものの、BL市場等からの調達に移行を促す観点から、原則、BL市場と同等の効果を持つ相対取引と同様、その取引量等をBL市場における供出量及び購入枠から控除してはどうか。」との議論がなされたところ。
- 他方で、各新電力の購入枠から単純に前年度の常時BU契約量を控除した場合、BL市場への移行が進まないと考えられる。
- また、BL市場から調達する電気は燃調込の価格ではない年間一定の価格であるところ、燃調の状況次第では、常時BUの価格がBL市場の価格よりも安くなる場合も理論上あり得る。
- 仮に、そうした状況が生じた場合には、裁定取引が生じ、BL市場から調達した電気がスポット市場に転売されるおそれがある。
- こうした点を踏まえて、常時BUのあり方について、基本政策小委員会において検討を深めることとしてはどうか。

常時BUのあり方（利用②について）

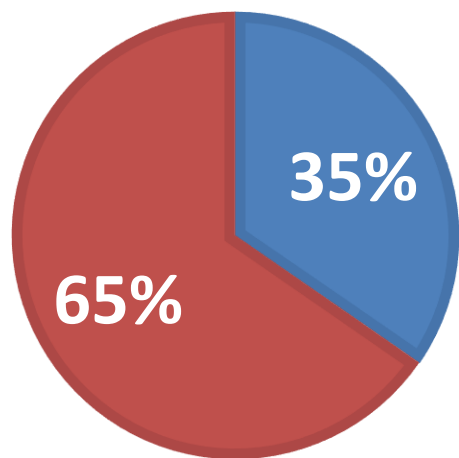
- 前述のとおり、新電力は、常時BUを必ずしもベース的に利用しておらず、ベース以外の使用については、新電力個社ごとの電源調達手段や市場の価格変動に基づいてなされると考えられる。
- 常時BUが、自己の需要をカバーする十分な電源を保持していない新電力に対して不足電力の補給に充てるために措置された制度であるため、利用②の「自己の需要に使わず、市場との値差収入を目的とした利用」については、制度趣旨に反する使われ方と考えられるのではないか。
- したがって、常時BUを即座に廃止することが適切でないことを鑑みると、少なくとも常時BUの締切時間をスポット市場の約定時間に前倒しすることにより、少なくとも「スポット市場での約定量を見たとうえで、市場との値差収入を得る目的で常時BUの使用量を変化する」使用を不可能とさせる必要があるのではないか。
 - － ただし、常時BUの締切時間を前倒したとしても、常時BU価格が月ごとに固定である以上、スポット価格を予測して常時BUの使用量を変更することで市場との値差収入を得る目的を達成することは可能である。
 - － この点、少なくとも、スポット市場価格を見ながら常時BUとの値差を得るような行動を採ることは不可能となることから、市場の状況等の見直し後の状況を踏まえつつ、改めて検討することとしてはどうか。

(参考) 常時BUの申し込み時間について

- スポット市場の締切時間は実需給前日の10:00である一方、常時BUの締切時間は10:30または11:00である。2018年5月8日における常時BUの提出時間の事業者比率は以下のとおり。

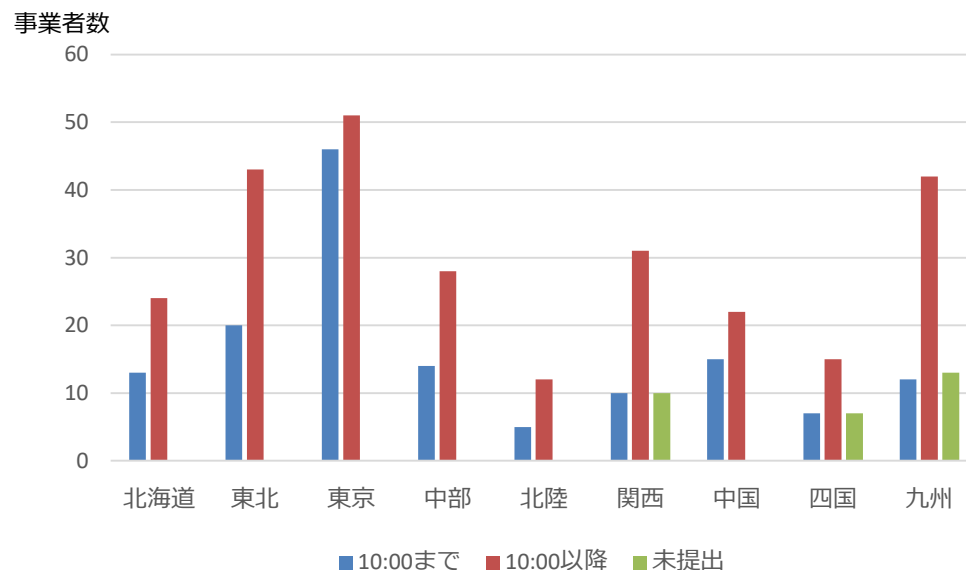
常時BUに係る前日計画提出時間の割合
(2018/5/8提出分 全エリア合計)

■ 10:00までに提出 ■ 10:00以降に提出



※ただし、未提出事業者を除く。

常時BUに係る前日計画提出時間の事業者数
(2018/5/8提出分 全エリア合計)



※各旧一般電気事業者からの情報提供に基づき、資源エネルギー庁にて作成。

常時BUのあり方（利用③について）

- スポット市場約定後、需給の一致を行う観点から常時BUを利用している事業者意見もあり、常時BUの締切時間を前倒しによって、需給の一致のための利用（利用③）の利用用途が一方的に阻害される可能性があると考えられる。
- この点、意見募集等を踏まえると、需給の一致のための利用用途については、以下のとおり整理されることが考えられる。

需給の一致のための利用に係る整理（イメージ）

常時BUの利用		利用③について	
利用①	ベース需要への利用	利用③a	スポット市場で購入不可能な単位の細かい需給調整のために利用
利用②	市場との値差収入のために利用	利用③b	常時BUの価格を踏まえながらスポット市場で購入し、残りの必要量を常時BUで購入。
利用③	需給の一致のために利用	利用③c	スポット市場で購入可能かどうか関係なく、計画に合わせて、（ベース需要以外の需要を）常時BUで購入。

常時BUのあり方（利用③について）

- 常時BUが卸市場活性化までの過渡的措置であることを踏まえると、卸市場の活性化に伴い、需給の一致といった常時BUの使用を含め、市場取引に移行することが望ましいと考えられる。
- なお、現行の卸市場においては、「スポット市場の約定後に取引可能な市場が（相対契約を除くと）時間前市場のみである点」、「前日計画段階で需給を一致させた後に、その後の需給の振れを時間前市場で調整を行うことが基本である点」に留意する必要がある。
- 以上の点を踏まえつつ、常時BUの締切時間を前倒しすることに係り、利用③a~cの各利用用途については、以下のような方向性で整理することとする。

	現状	締切時間見直し後状況
利用③a	<ul style="list-style-type: none"> • スポット市場で購入不可能な単位の細かい需給調整のために利用 	<ul style="list-style-type: none"> • スポット市場の最小取引単位を時間前市場と同じ100kWに引き下げる。（なお、それ以下の市場購入不可能な細かい需給調整については引き続き常時BUが行うこととなる。）
利用③b	<ul style="list-style-type: none"> • 常時BUの価格を踏まえながらスポット市場で購入し、残りの必要量を常時BUで購入。 	（後述）
利用③c	<ul style="list-style-type: none"> • スポット市場で購入可能かどうか関係なく、計画に合わせて、（ベース需要以外の需要を）常時BUで購入。 	<ul style="list-style-type: none"> • （引き続き常時BUを使用可能な一方、）スポット市場にて調達を行う。

常時BUのあり方（利用③について）

- 利用③bは、「常時BUの価格を踏まえながらスポット市場で購入し、残りの必要量を常時BUで購入する」利用であり、常時BU価格を利用したスポット市場価格変動リスクの回避機能を踏まえた利用と整理できる。
- 他方、常時BUが卸市場活性化までの過渡的措置であることを鑑みると、上記の価格固定化機能についても市場取引に移行することが求められる。
- この点、先渡市場が価格固定機能を代替すると考えられ、常時BUの締切時間を前倒した際には、この機能が先渡市場に移行することが望ましい。
- また、スポット市場約定後に取引可能な市場が（相対契約を除くと）時間前市場のみであることを踏まえると、前日計画段階で需給を一致させた後に、その後の需給の振れを時間前市場で調整を行うことが基本ではあるが、スポット市場約定後・常時BU締切後の需給の一致に係る必要量については、時間前市場において調達することが望ましい。

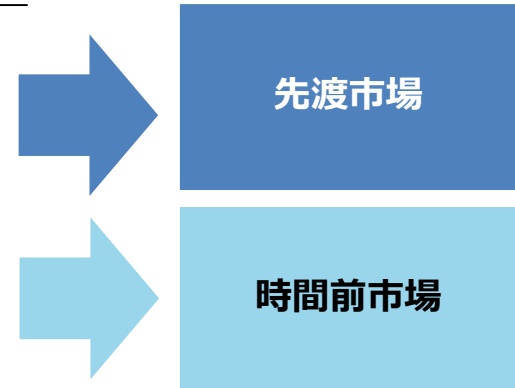
市場への移行（イメージ）

利用③について

利用③a	スポット市場で購入不可能な単位の細かい需給調整のために利用
利用③b	常時BUの価格を踏まえながらスポット市場で購入し、残りの必要量を常時BUで購入。
利用③c	スポット市場で購入可能かどうか関係なく、計画に合わせて、（ベース需要以外の需要を）常時BUで購入。

価格変動リスクの回避機能

スポット市場以降の需給の一致機能

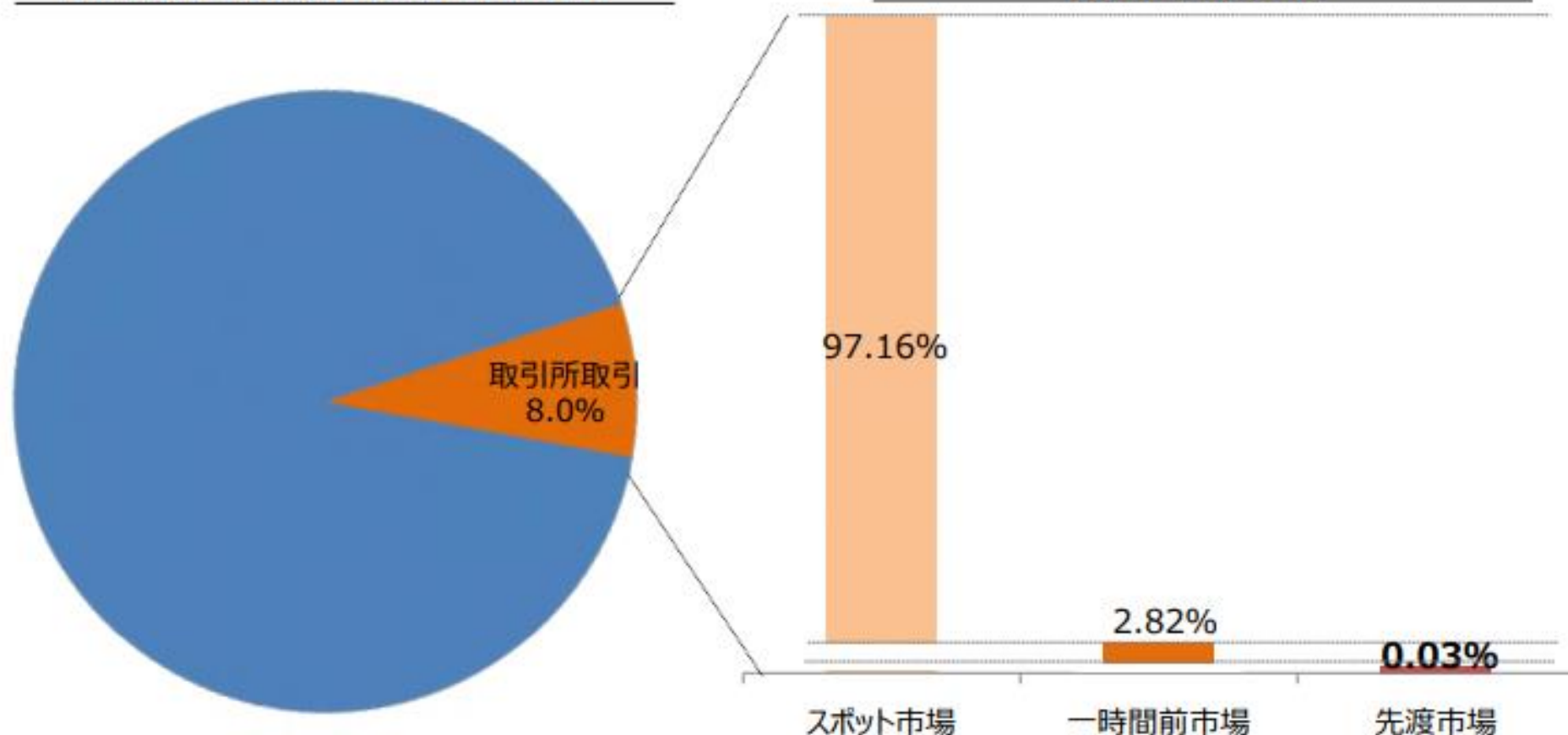


先渡市場の現状

- 平成29年10月時点における総電力需要に占める取引所取引割合は約8.0%であり、グロス・ビディング等の影響もあり、取引所取引割合は着実に増加している。
- 他方、市場ごとに約定割合を分析すると、スポット市場が約97.16%、一時間前市場が約2.82%、先渡市場が約0.03%（総電力需要に占める先渡市場の取引割合は約0.002%）となっており、先渡市場の取引量が特に低い状況にある。売、買ともに利用者もごく限定的である。

総電力需要に占める取引所取引の割合

取引所取引の内訳



先渡市場の役割と意義

- 先渡市場では、商品ごとに実需給の3年前（年間商品）から3日前（週間商品）まで取引が可能であるため、小売電気事業者が中長期的に必要な供給力を確保するというニーズに対応することが可能（相対取引と同様）。
- また、一般に、先渡市場には、価格固定機能が存在する。スポット市場を始めとする取引所取引の流動性の向上に伴い、小売電気事業者や発電事業者による活用が増加している中、事業者が自らのリスクを適切に管理する観点から、先渡市場の活用ニーズが増加することが想定される。
- さらに、発電設備の大宗を所有する旧一般電気事業者にとって、新電力の需要増大に必要な燃料を短期間で追加的に調達することは困難である。このため、約定後、実需給までに一定の準備期間が存在する先渡市場は、バランス停止電源や燃料制約の解消へ向けた一つの解決策となる可能性がある。先渡市場の活性化は、国内の発電設備を最大限活用する観点からも重要な課題と考えられるのではないかと。
- このような先渡市場の持つ役割と意義にかんがみ、第23回制度設計専門会合における議論を踏まえつつ、先渡市場の活性化に向けた論点についてご議論をお願いしたい。

先渡市場に期待される役割・機能

内容

① 中長期的な電源確保

- 先渡市場では、商品ごとに実需給の3年前から3日前まで取引が可能となっており、自社需要にあわせて中長期的な電源確保が可能となる。

② 取引所の価格固定

- スポット市場を初めとする取引所取引割合が増加する中、先渡市場を活用することで取引所価格を一定期間前に固定することが可能となる。

③ 発電設備の最大活用

- 約定結果の判明後、実需給までに一定の準備期間が存在するため、約定結果に合わせて、発電設備の最大活用が期待できる。

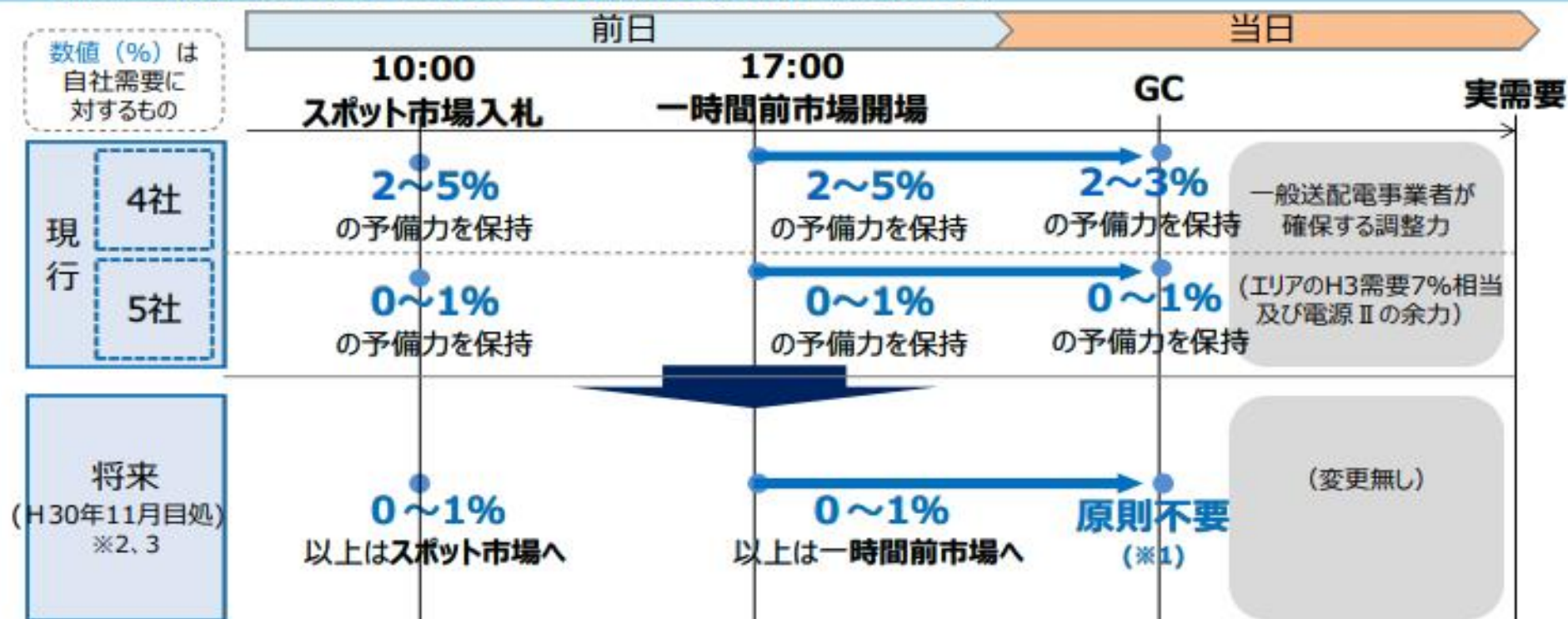
先渡市場の活性化に向けた論点

- このような課題を踏まえ、先渡市場の活性化に当たっては、次のような論点が考えられるのではないか。

論点		詳細
論点 1	ヘッジ価格と市場範囲	<ul style="list-style-type: none"> 市場分断の現況を踏まえ、発電又は小売事業者のヘッジニーズにより一層応えるため、ヘッジ価格を現行のシステムプライスからエリアプライスへ変更すべきか。この場合、市場範囲をどのように考えるべきか。等
論点 2	約定方法	<ul style="list-style-type: none"> 先渡市場の流動性が低い現状を踏まえ、約定を容易にするためには、オークション（例えば、シングルプライスオークション）の（追加的）導入を含め、どのような約定方法が適切か。
論点 3	手数料水準	<ul style="list-style-type: none"> 先渡市場の手数料は、現状では、固定価格となっており、その水準も、スポット市場と比較して高いとの指摘もある。どのような形態及び水準が望ましいか。等
論点 4	その他の約定量増加に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 先渡市場の約定量増加に向けてどのような工夫が考えられるか。 他制度との関係で先渡市場をどのように位置づけるか。等
論点 5	実施時期	<ul style="list-style-type: none"> 先渡市場の改善を行う場合、いつから実施することが適切か。 また、制度改善を行う際に、考慮すべき点は何か。等

旧一般電気事業者（小売部門）の予備力の在り方について

- 今後、スポットおよび一時間前市場入札時点において、自社需要の0～1%相当以上の予備力を超える電源については、それぞれ市場へ投入することを求めることとする。
- また、本取組を進めるに当たっては、移行期間を設け段階的に進める。



- ※1 GC時点において、卸電力市場の流動性向上に資する取組を行った結果として、旧一電の小売部門が供給能力の不足を発生させることがあったとしても、計画値同値同量達成のための努力を適切に行うことを前提とすれば、直ちに供給能力確保義務違反となるものではないと考えられる。
- ※2 一時間前市場における取引の厚みが十分ではなく、旧一電の小売部門による買戻しを十分に行うことができるかとの確証がない現時点における措置として、スポット市場および一時間前市場において2～3%相当の予備力を超える電源分を投入する期間を設けることとする。この期間において、安定供給の観点から特段問題が生じないと判断される場合には、翌日の自社需要の0～1%相当の予備力を超える電源分をスポット市場へ投入する等の運用を開始することとする。
- ※3 本取組は、北海道・沖縄は除く。

今後の検討の進め方

- 時間前市場・先渡市場の活性化については、電力・ガス取引監視等委員会にて議論中であり、当該議論や現状の市場流動性を踏まえつつ、常時BUの見直しに関する議論を行うこととしてはどうか。
- なお、常時BUは卸市場活性化までの過渡的措置であることを踏まえ、BL市場の導入等の市場整備が行われた後に、購入可能枠といった機能や常時BU自体の必要性についても、状況変化に応じて、改めて検討を行うこととしてはどうか。